

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成29年6月27日
【会社名】	株式会社ケー・エフ・シー
【英訳名】	K F C , L t d
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高田 俊太
【本店の所在の場所】	大阪市北区西天満3丁目2番17号
【電話番号】	06(6363)2689
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理・財務担当経営企画室長 堀口 康郎
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区西天満3丁目2番17号
【電話番号】	06(6363)2689
【事務連絡者氏名】	常務取締役経理・財務担当経営企画室長 堀口 康郎
【縦覧に供する場所】	株式会社ケー・エフ・シー東京本社 (東京都港区芝公園2丁目4番1号 芝パークビルB館11階) 株式会社ケー・エフ・シー横浜営業所 (横浜市都筑区大丸8番4号都筑岩澤ビル) 株式会社ケー・エフ・シー名古屋営業所 (名古屋市東区矢田南5丁目1番11号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成29年6月27日付で金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出いたしました。一部訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 2 報告内容

(3) 当該決議事項に対する賛成の意思の表示に係る議決権の数、及び賛成割合(%)

## 3【訂正内容】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

(訂正前)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	70,310	0	0	(注)1	可決 100.00
第2号議案	70,092	218	0	(注)2	可決 99.69
第3号議案				(注)3	
高田俊太	70,305	5	0		可決 99.99
森田正博	70,305	5	0		可決 99.99
小野晶生	70,305	5	0		可決 99.99
堀口康郎	70,305	5	0		可決 99.99
羽馬 徹	70,305	5	0		可決 99.99
森田 実	70,305	5	0		可決 99.99
御庄俊式	70,297	13	0		可決 99.98
大平康史	70,305	5	0		可決 99.99
佐野 裕	70,305	5	0		可決 99.99
中桐万里子	70,305	5	0		可決 99.99
第4号議案				(注)3	
米田元彦	70,306	4	0		可決 99.99
五島 洋	70,306	4	0		可決 99.99
渡部靖彦	70,306	4	0		可決 99.99

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(訂正後)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	64,333	0	0	(注)1	可決 100.00
第2号議案	64,115	218	0	(注)2	可決 99.66
第3号議案				(注)3	
高田俊太	64,328	5	0		可決 99.99
森田正博	64,328	5	0		可決 99.99
小野晶生	64,328	5	0		可決 99.99
堀口康郎	64,328	5	0		可決 99.99
羽馬 徹	64,328	5	0		可決 99.99
森田 実	64,328	5	0		可決 99.99
御庄俊式	64,320	13	0		可決 99.98
大平康史	64,328	5	0		可決 99.99
佐野 裕	64,328	5	0		可決 99.99
中桐万里子	64,328	5	0		可決 99.99
第4号議案				(注)3	
米田元彦	64,329	4	0		可決 99.99
五島 洋	64,329	4	0		可決 99.99
渡部靖彦	64,329	4	0		可決 99.99

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。